

之心仍余申給受領給如何其氣色甚能仍聞可給之由了又隨身事同被命承此由等退出參内啓皇太后宮彰子藤原此由其氣色非可云候宿七日壬申早朝從内罷出可然上達部多來相定云如此事日可延只今吉平可被問日又申日非可忌者召吉平問申云明後日吉日彼日早可被行者也雜事相定了即參皇太后啓案内退出

〔左經記〕寛仁元年八月十七日壬午參内大殿以頭左中辨被聞攝政殿云前坊奉授院號并年官年爵如舊時春宮又停止進屬被任判官代主典代如元兼又左右近衛各五人可爲隨身之由等也今日依欠

日不被下宣旨廿三日戊子申二刻被渡壺切御劔於東宮件御劔須御讓位日被渡東宮也而有障

日破渡新宮頗似有靈感廿五日庚寅又改前坊爲小一條院并年官年爵御封等事如元兼又止進屬爲判官代

主典代并以左右近衛各五人可爲隨身之由右少辨奉宣旨仰右大將大將即召大外記文義朝臣於膝突仰之云々

〔天鏡左三大臣師尹〕一のみ敦明親王とて式部卿と申し程に長和五年正月廿九日三條院おりさ

せ給へばたうだい一〇後位につかせ給ひてこの式部卿の宮東宮にたせ給ひにき〇中院條

うせさせ給ひてのち二年ばかりありていかゞ思召けん宮たちと申しをりよろづにあそび

ならはせ給ひてうるはしき御ありさまいとくるしくいかでかくてあらばやとおぼしならひ

て皇后宮〇三條后妹にかくなんおぼえ侍ると申させ給ふをいかでかはげにさもとはおぼさ

んずるすべてあさましくあるまじきことのみいさめ申させ給ふにおぼしあまりて入道殿

〇藤原道長に御消息ありければまゐらせ給へるに御物がたりこまやかにて此位さりてたゞ心や

すくてあらんとなん思ひ侍ると聞えさせければさらにかくうけたまはらじさは三條院の御

すゑはたえねとおぼしめしおきてさせ給ふかいとあさましくかなしき御事なりかゝる御心

のつかせ給ふ御事はこと事ならじ古冷泉院の御ものけなぞのおもはせたてまつるなりさ